

高齢者虐待防止のための指針

宜野座村地域包括支援センター
(令和6年4月)

高齢者虐待防止のための指針

1. 基本的な考え方

宜野座村地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、虐待を受けている状態又は虐待が疑われる状態（以下「虐待」という。）にある高齢者について、適切な対応を行うことで高齢者の尊厳を守り、安心して日常生活を営むことができるよう本指針を定め、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止検討委員会の設置に関すること

本センターは、虐待の発生の防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合はその再発を防止するための組織対応を図ることを目的に、虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止検討委員会」という。）を設置する。

(1) 虐待防止検討委員会での検討事項

イ 虐待防止委員会その他センター内の組織に関すること。

ロ 虐待防止のための指針の整備に関すること。

ハ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること。

ニ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。

ホ 職員が虐待を発見した場合に、村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。

ヘ 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

(2) 虐待防止検討委員会の委員構成

委員構成は、センター職員で構成する。なお、虐待防止検討委員会の責任者は、センター長があたるものとする。

(3) 開催頻度

1年に1回及び虐待発生の都度開催する。

4. 虐待防止のための職員研修に関すること

職員に対する虐待防止のための研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待の防止を徹底する内容とする。

(1) 研修の開催は、年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する。

(2) 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録（電磁的記録を含む。）する。

5. 虐待が発生した場合の対応方法に関すること

(1) 虐待が発生した場合には、速やかに村へ報告するとともに、緊急性の高い事案の場合には、関係機関・警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

(2) 虐待が発生した場合の対応方法については「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省 老健局）」等を参考に対応する。

6. 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関すること

(1) 虐待対応担当者

虐待対応担当者は、虐待防止に関する措置を適切に実施することとし、センター長があたるものとする。

(2) 虐待対応担当者への報告

虐待の報告を受けた職員及び虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、虐待対応担当者へ報告する。

7. 成年後見制度の利用支援に関すること

成年後見制度の利用の相談があった場合又はその必要性があると判断した場合には、利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行う。

8. 虐待に係る苦情解決方法に関すること

(1) 虐待に係る苦情相談については、受け付けた内容をセンター長に報告する。

(2) 苦情相談で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。

9. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関すること

本指針は、求めに応じいつでもセンター内で閲覧できるようにする。また、村ホームページにも掲載し、利用者及びその家族等がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。